

# 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして 知事が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー

平成11年4月1日

告示第387号

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)別表第4の6から8までの規定により、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを次のように定め、平成11年4月1日から施行する。

和歌山県公害防止条例施行規則別表4の6から8までに規定する一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーとは、現場における通常の作業において、当該機械から10メートル離れた地点における騒音が80デシベルを超えないものとみなされるものとして別表に定めるものとする。

## 別表

- 1 平成9年建設省告示第1536号第2条第1項及び第4項に基づく平成10年同省告示第1188号において、平成9年同省告示第1536号第2条第1項に定める低騒音型建設機械として指定されたバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー
- 2 平成9年建設省告示第1536号附則第2項に基づく同省告示第1702号において、平成14年9月30日までの間、同省告示第1536号第2条第1項に定める低騒音型建設機械とみなされるバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー（前号に該当するものを除く。）

## 備考

デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。